

島根県

# 次世代自動車充電インフラ整備ビジョン

平成25年6月 策定

平成27年3月 修正（P2補助金概要）

# 1. ビジョン策定の趣旨

## (1) 次世代自動車を取り巻く環境

低炭素社会の実現に向け、エネルギー効率やCO<sub>2</sub>排出量に優れた性能を持つ電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド自動車(PHV)など次世代自動車の普及が必要である。

しかしながら、電気自動車(EV)は航続距離が短いことから、外出先での公共性を有する充電インフラの整備が課題となっている。

## (2) ビジョンの目的

経済産業省において、平成26年度補正予算で「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」（以下「整備促進事業」という。）が創設されたところであり、この整備促進事業を活用して、島根県内における電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド自動車(PHV)に必要な充電インフラの効果的な整備を加速し、低炭素社会の実現を図る。

### ■次世代自動車充電インフラ整備促進事業における補助金概要

	事業名	概要	補助対象	補助率
公共用	第1の事業	自治体が策定するビジョン(注1)に示された場所に設置され、かつ公共性を有するもの(注2)として一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」)が認めた充電設備の設置事業 ※道の駅に設置される設備は、機器購入費及び設置工事費ともに定額	機器購入費	2/3
			設置工事費	定額
	第2の事業	公共性を有するものとしてセンターが認めた充電設備の設置事業のうち、第1の事業に該当しないもの	機器購入費：1/2 設置工事費：定額	
住宅用	第3の事業	共同住宅や月極駐車場及び従業員駐車場等への充電設備の設置事業	※「第5の事業」②給電器の導入事業に係る設置工事費は、補助対象外	
	第4の事業	第1～第3の事業のいずれにも該当しない充電設備の設置事業		
	第5の事業	①課金装置の設置事業、②給電器の導入事業		

注1：「自治体が策定するビジョン」とは、島根県では本ビジョンのことをいいます。

注2：「公共性を有するもの」とは、以下のすべての要件を満たす必要があります。

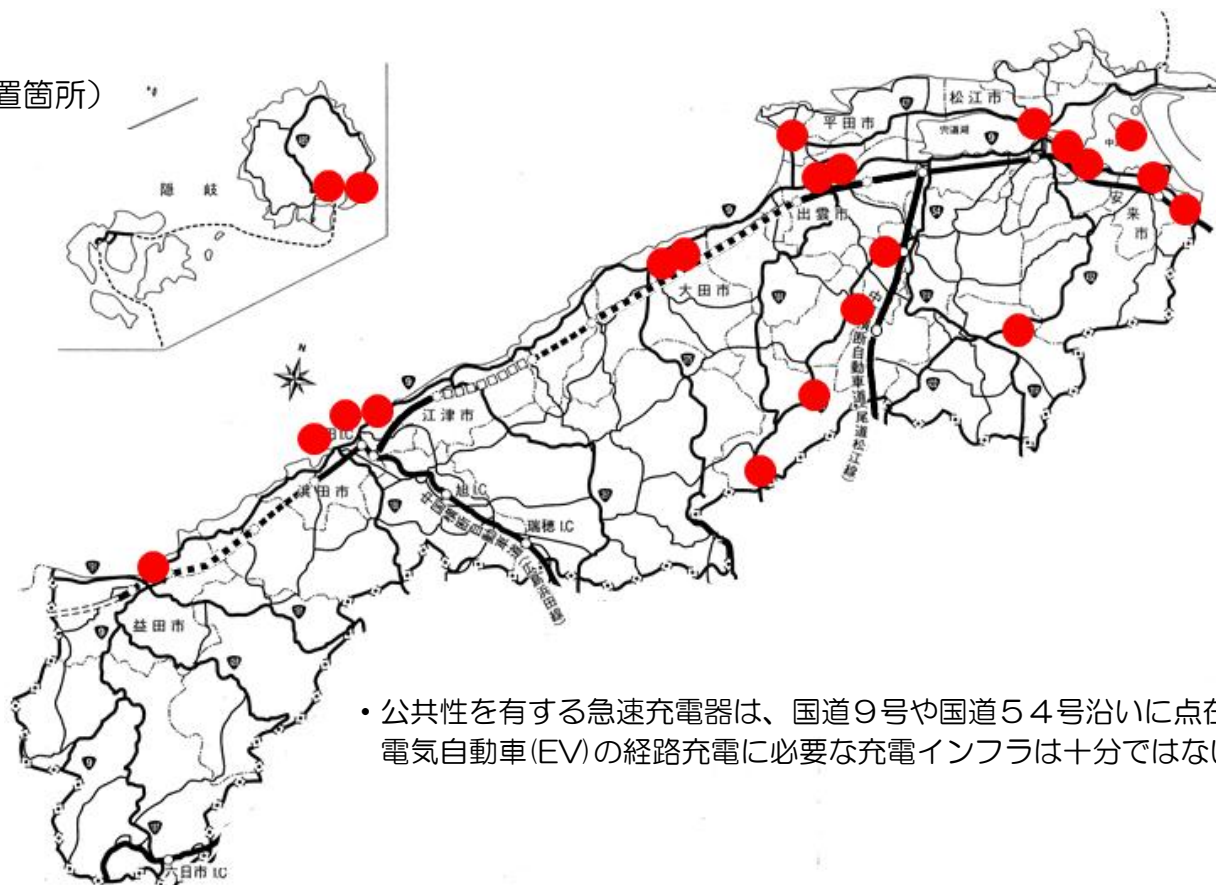
- ①充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入れる場所にあること
- ②充電設備の利用を他のサービス(飲食等)の利用又は物品の購入を条件としていないこと(ただし、駐車料金の徴収は可)
- ③利用者を限定していないこと(ただし、会員制などとしていてもその場で料金を払うことで充電器を利用できる場合は条件を満たすものとする。)

## 2. 現状

### 電気自動車(EV)等の普及状況(H25年4月1日現在)

- |                           |      |
|---------------------------|------|
| • 電気自動車(EV)保有台数           | 153台 |
| • プラグインハイブリッド自動車(PHV)保有台数 | 105台 |
| • 急速充電器                   | 22箇所 |

(急速充電器設置箇所)



※島根県内の充電器設置マップは、整備の都度、県のホームページで順次公表します。

### 3. 配置の考え方

#### (1) 経路充電と目的地充電

外出先での公共性を有する充電には、移動の経路上で行う「経路充電」と移動先の目的地で行う「目的地充電」とがある。

#### (2) 経路充電

##### ①充電器の種類

経路充電は、中長距離移動途中で行うことから、短時間のうちに充電を満たす必要があるため「急速充電器」が対象

##### ②対象路線、設置箇所

- 幹線道路網に位置づけられる国道、主要地方道、一般県道を対象に、概ね20kmごとに1箇所設置  
[想定される施設] 道の駅、ガソリンスタンド、公共施設等
- 高速道路（松江道路を除く）  
SA・PA及びそれらに準じた施設、IC周辺に1箇所設置

#### (3) 目的地充電

##### ①充電器の種類

目的地充電は、目的地での滞在中に行うことから、中・長時間の駐車が想定されるため、「急速充電器」又は「普通充電器」が対象

##### ②設置箇所

人口、面積、観光入り込み客数、宿泊施設数を考慮して各市町村の区域に充電器を一定数設置  
[想定される施設] 観光施設、宿泊施設、ショッピングセンター、公共施設等

## 4. 設置場所

### 【経路充電】

①幹線道路網に位置付けられる国道、主要地方道、一般県道への整備

	道路名	始点	終点	説明	〔箇所〕 急速 充電器
1	国道9号	安来市の始点	津和野町の終点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	10
2	国道54号	松江市の国道9号との交差点	飯南町の終点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	1
3	国道184号	出雲市の国道9号との交差点	飯南町の国道54号との交差点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	3
4	国道186号	浜田市の国道9号との交差点	浜田市の終点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	2
5	国道187号	津和野町の国道9号との交差点	吉賀町の終点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	2
6	国道191号	益田市の始点	益田市の終点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	3
7	国道261号	江津市の国道9号との交差点	邑南町の終点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	3
8	国道314号	雲南市の国道54号との交差点	奥出雲町の終点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	3
9	国道375号	大田市の国道9号との交差点	邑南町の終点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	3
10	主要地方道境美保関線	松江市の美保関灯台	松江市の国道431号との交差点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	4
	国道431号	松江市の主要地方道境美保関線との交差点	出雲市の国道9号との交差点		
11	国道432号	松江市の国道9号との交差点	奥出雲町の終点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	4
12	国道485号	隠岐の島町の西郷港	隠岐の島町の主要地方道西郷布施線との交差点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	3
13	国道488号	益田市の国道9号との交差点	益田市の終点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	3
14	主要地方道安来伯太日南線	安来市の国道9号との交差点	安来市の一般県道草野横田線との交差点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	2
	一般県道草野横田線	安来市の主要地方道安来伯太日南線との交差点	安来市の国道432号との交差点		
15	主要地方道掛合上阿井線	奥出雲町の国道432号との交差点	雲南市の国道54号との交差点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	1
16	主要地方道川本波多線	雲南市の国道54号との交差点	川本町の国道261号との交差点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	3
17	一般県道皆井田江津線	邑南町の国道261号との交差点	主要地方道浜田作木線との交差点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	4
	主要地方道浜田作木線	邑南町の一般県道皆井田江津線との交差点	邑南町の一般県道市木井原線との交差点		
	一般県道市木井原線	主要地方道浜田作木線との交差点	主要地方道八重可部線との交差点		
	主要地方道浜田八重可部線	主要地方道浜田作木線との交差点	浜田市の主要地方道浜田八重可部線との交差点		
	主要地方道弥栄インター線	浜田市の主要地方道浜田八重可部線との交差点	浜田市の主要地方道浜田美都線との交差点		
	主要地方道浜田美都線	浜田市の主要地方道弥栄インター線との交差点	益田市の国道191号との交差点		
18	主要地方道益田澄川線	益田市の国道191号との交差点	益田市の国道488号との交差点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	1
19	一般県道大根島線	松江市の美保関八束松江線との交差点	松江市の美保関八束松江線との交差点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	1
	一般県道美保関八束松江線	松江市の一般県道大根島線との交差点	松江市の一般県道本庄福富松江線との交差点		
	一般県道本庄福富松江線	松江市の美保関八束松江線との交差点	松江市の国道485号との交差点		
20	主要地方道松江木次線	松江市の国道9号との交差点	雲南市の国道54号との交差点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	2

	道路名	始点	終点	説明	急速充電器
21	主要地方道玉湯吾妻山線	雲南市の主要地方道松江木次線との交差点	雲南市の国道314号との交差点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	1
22	主要地方道出雲三刀屋線	雲南市の国道54号との交差点	出雲市の国道9号との交差点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	1
23	主要地方道湖陵掛合線	出雲市の国道9号との交差点	雲南市の国道54号との交差点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	2
24	主要地方道大田桜江線	大田市の国道375号との交差点	大田市の主要地方道仁摩邑南線との交差点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	2
	主要地方道仁摩邑南線	大田市の主要地方道大田桜江線との交差点	川本町の主要地方道川本波多線との交差点		
25	主要地方道桜江金城線	江津市の国道261号との交差点	江津市の一般県道桜江旭インター線との交差点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	1
	一般県道桜江旭インター線	江津市の主要地方道桜江金城線との交差点	浜田市の主要地方道浜田八重可部線との交差点		
26	主要地方道桜江金城線	浜田市の国道186号との交差点	浜田市の主要地方道浜田八重可部線との交差点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	1
	主要地方道浜田八重可部線	浜田市の主要地方道桜江金城線との交差点	浜田市の一般県道弥栄旭インター線との交差点		
27	主要地方道浜田美都線	浜田市の国道9号との交差点	浜田市の一般県道弥栄旭インター線との交差点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	1
28	主要地方道六日市匹見線	益田市の国道488号との交差点	吉賀町の国道187号との交差点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	2
29	主要地方道新南陽日南線	吉賀町の国道187号との交差点	吉賀町の一般県道柿木津和野停車場線との交差点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	1
	一般県道柿木津和野停車場線	吉賀町の新南陽日南線との交差点	津和野町の国道9号との交差点		
30	主要地方道西郷布施線	隠岐の島町の国道485号との交差点	隠岐の島町の国道485号との交差点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	1
31	主要地方道西郷都万五箇線	隠岐の島町の国道485号との交差点	隠岐の島町の主要地方道隠岐空港線との交差点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	2
	主要地方道隠岐空港線	隠岐の島町の国道485号との交差点	隠岐の島町の隠岐空港		
32	主要地方道安来木次線	安来市の国道9号との交差点	雲南市の主要地方道玉湯吾妻山線との交差点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	2
33	主要地方道三瓶山公園線	大田市の国道9号との交差点	大田市の主要地方道川本波多線との交差点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	1
34	主要地方道温泉川本線	大田市の国道9号との交差点	川本町の国道261号との交差点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	1
35	主要地方道甲田作木線	邑南町の国道375号との交差点	主要地方道浜田作木線との交差点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	2
	主要地方道浜田作木線	主要地方道甲田作木線との交差点	邑南町の国道261号との交差点		
36	一般県道はまだリゾート線	浜田市の国道9号との交差点	浜田市の主要地方道田所国府線との交差点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	1
	主要地方道田所国府線	浜田市の一般県道はまだリゾート線との交差点	浜田市の主要地方道桜江金城線との交差点		
	主要地方道桜江金城線	浜田市の主要地方道田所国府線との交差点	浜田市の主要地方道浜田八重可部線との交差点		
37	主要地方道三隅美都線	浜田市の国道9号との交差点	益田市の主要地方道浜田美都線との交差点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	1
38	一般県道波佐匹見線	益田市の国道191号との交差点	益田市の国道488号との交差点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	1
39	主要地方道益田阿武線	益田市の国道9号との交差点	益田市の主要地方道津和野田万川線との交差点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	2
	主要地方道津和野田万川線	益田市の主要地方道益田阿武線との交差点	益田市の主要地方道萩津和野線との交差点		
40	主要地方道萩津和野線	津和野町の国道9号との交差点	津和野町の終点	道路沿いの施設に概ね20kmごと	1

②高速道路（松江道路除く）への整備

〔箇所〕

設置箇所		急速 充電器
中国横断自動車道尾道松江線	SA・PA及びそれらに準じた施設、IC周辺	8
山陰自動車道		2
中国横断自動車道広島浜田線		4
中国縦貫自動車道		1
一般国道9号 安来道路		1
一般国道9号 江津道路		2
一般国道9号 浜田道路		1





# 【目的地充電】

【目的地充電における充電器設置箇所図：市町村全図】



〔箇所〕

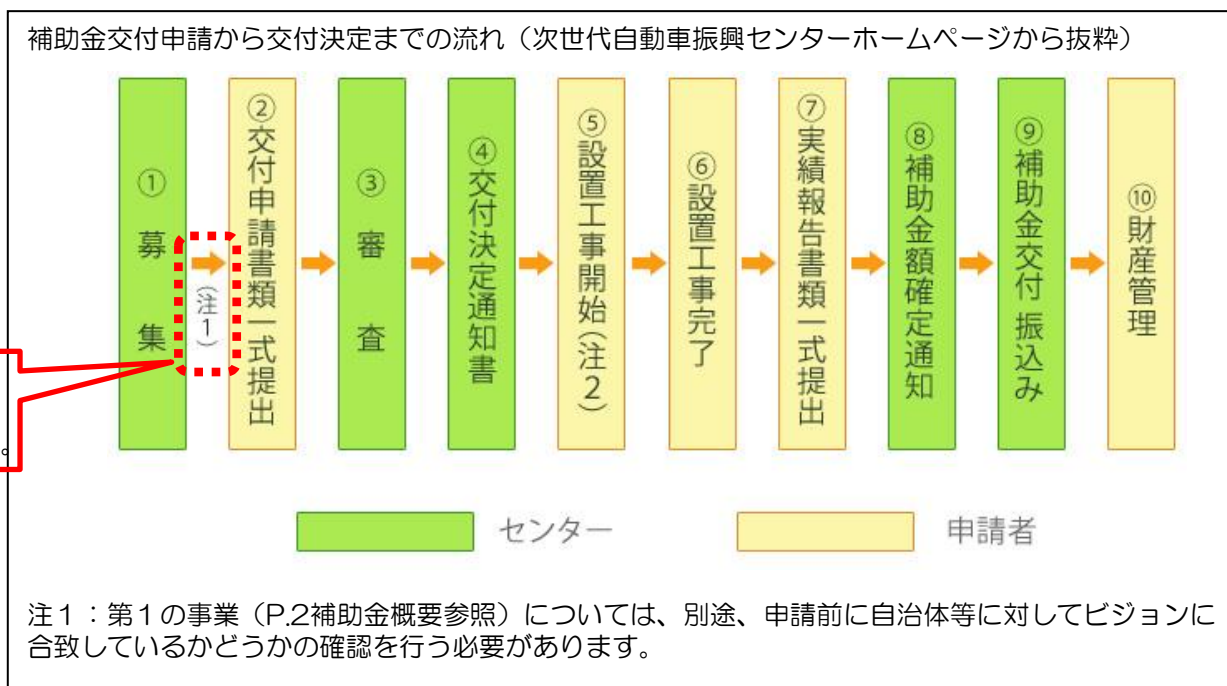
設置箇所	急速又は普通充電器
松江市内	68
浜江市内	27
出雲市内	57
益田市内	21
大田市内	18
安来市内	14
江津市内	9
雲南市内	16
仁多郡奥出雲町内	11
飯石郡飯南町内	5
邑智郡川本町内	2
邑智郡美郷町内	5
邑智郡邑南町内	10
鹿足郡津和野町内	10
鹿足郡吉賀町内	6
隠岐郡海士町内	3
隠岐郡西ノ島町内	4
隠岐郡知夫村内	2
隠岐郡隠岐の島町内	10

## 《参考》

### 1. 国の補助制度の概要

一般社団法人 次世代自動車振興センターのホームページをご覧ください。

URL ⇒ [http://www.cev-pc.or.jp/hojo/hosei\\_index.html](http://www.cev-pc.or.jp/hojo/hosei_index.html)



### 2. 補助金交付申請先 一般社団法人 次世代自動車振興センター

充電インフラ補助コールセンター

TEL 03-5501-4415（受付時間：平日のみ 9:00~17:00）

### 3. 申請前の「次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」に適合しているかの確認

島根県環境生活部環境政策課 低炭素・循環型社会推進スタッフまで問い合わせください。

TEL 0852-22-6237